

滞納整理学会の会員の皆様へ

皆様、お元気でしょうか。

平成21年度の個人県民税の徴収率が確定したようですね。

現年・繰越合計で、92.5%で前年対比-1%という結果のようです。

調停額は約5兆2千億円ですから、-1%という額は、約-520億円に当たりますね。

それでいいんでしょうかね。機構を作ったり、48条をやってもこれでは少し悲しくなる結果ではないのでしょうか。機構を作ったり、48条をやって食い止めた結果だと見る向きもないではないでしょうけど、マイナスでは、悲しいですね。

市町村トータルでは、この2倍以上のマイナス額になるわけですから、本気で頑張りたいものですね。

さて、滞納整理学会の事例照会、あまり活発とは言えませんでしたので、深く反省いたしまして、このたびメーリングリスト方式に変更いたしました。みなさんの事例照会に対しまして、県や市町村の回答者がお答えする体制が9月1日からスタートします。

回答者には、総務省の自治大学校や市町村アカデミーの講師を務めている方や、県税事務所や市町村の徴収関係で実績を上げている方をお願い致しました。我こそはと思われる方、是非、回答者としてもご参加ください。心から歓迎いたします。

また、滞納整理学会のメーリングリストに参加を希望される会員の方は、使用するメールアドレスを office@tainouseirigakkai.com までメールを入れてください。事務局で、無料で手続きを致します。(事例照会の内容は公務そのものといっても過言ではありませんが、学会そのものが任意の組織でございますので、昨今の時節柄、誤解を招かないように、原則として、個人としてお使いになっているメールアドレスがよいのではないかと事務局では考えております。)

なお、事例照会は、事例を中心に経験した方が回答致しますが、照会者におかれましては、回答を参考とし、例えば法的な手続きをおとりになる場合などには、改めて法的な検討を十分にしたうえで、自らの責任で実務に活用されるようお願い致します。

重ねて、事例照会に当たっては、個人情報保護、守秘義務には、特段のご配慮をお願い致します。

当面、税に関する事例照会をメインにメーリングリストの交換を行いますが、税以外の公的な債権、私債権にも拡大したいと考えておりますが、回答者がそろいましたら、あらためてご連絡申し上げます。

このメーリングリストに関するお問い合わせは、office@tainouseirigakkai.com までお願い致します。

平成22年9月1日 事務局